

法曹養成制度改革顧問会議

第14回会議 議事録

第1 日 時 平成26年12月16日（火）自 午前 9時30分
至 午前11時21分

第2 場 所 法務省第1会議室

第3 議 題

- 1 開会
- 2 法曹人口について
- 3 法科大学院について
- 4 次回の予定、閉会

第4 出席者

顧 問 納谷廣美座長、阿部泰久顧問、有田知徳顧問、橋本副孝顧問、
山根香織顧問、吉戒修一顧問

発言者 文部科学省大臣官房義本博司審議官、高等教育局牛尾則文専門教育課長
最高裁判所事務総局総務局森健二参事官

法曹養成制度改革推進室 大塙亮太郎室長、西山卓爾副室長、岩井直幸参事官

○大塙室長 予定の時刻となりましたので「法曹養成制度改革顧問会議」の第14回会議を始めます。

最初に、本日の配布資料等を御確認いただきます。

○西山副室長 本日お手元にお配りしています資料は、資料目録記載のとおりでございます。

各資料の内容については、後ほど御説明いたします。

また、前回と同じく、参考資料をまとめた青色のファイルを置いておりますので、適宜、御参照いただければと思います。

○大塙室長 本日の議事に入る前に、一言申し上げたいと思います。

予備試験の在り方につきましては、前回まで数回にわたりまして御議論いただきまして、様々な御意見を頂いたところであります。特に前回の11月20日の第13回の顧問会議になりましょうか、このときにはいろいろな意見を出されて、また、その共通認識といったものも示されたように思っております。そこでも議論になったところですが、予備試験の制度的制約につきましては、予備試験の現状に照らせば、予備試験の制度的制約は必要だという御意見のほかに、当面は法科大学院の改善状況を見ていこうではないかという御意見もありました。ありましたけれども、予備試験については、法科大学院を中心とするプロセスとしての法曹養成制度の理念を堅持するという観点から、合格者数において現状の水準を超えるべきではないと、こういう点では顧問の御認識の一致を見たものと受けとめております。

予備試験の関係ですが、推進室では、予備試験受験者の実情を把握すべく、これまでも申し上げているとおり、10月25日と26日に実施されました予備試験の口述試験を受験した受験者に対してアンケート調査を行っております。現在、そのアンケート結果を集計して分析中でありますので、次回以降の顧問会議でまたこの関係を御報告したいと考えております。

それでは、本日の議題に入らせていただきます。

初めに、法曹人口調査について、前回に引き続いて御報告いたします。

岩井参事官、お願ひいたします。

○岩井参事官 それでは、法曹人口調査につきまして、分析の状況を御説明いたします。

法曹人口調査につきましては、現在、アンケート調査の集計結果、それから、需要の一側面を表す裁判事件数の動向、あるいは日本弁護士連合会において行われた調査結果で、法律サービスを提供する側である弁護士の事情を示す、65期・66期会員に対する就業状況等に関するアンケート調査及び弁護士の実勢調査の結果の分析を行っているところです。

まず、アンケート調査ですけれども、前回の顧問会議におきまして単純集計結果をまとめたものを資料として提出いたしました。今回の資料とはしておりませんが、御参考までに机上に置いてありますので、適宜御参照いただければと思います。

今回提出します資料は、通し番号3ページからの資料2-1、それから、通し番号7ページからの資料2-2になります。

資料2-1を御覧ください。こちらは、アンケート調査の分析をどのように行っているのかを簡単に説明するものです。

まず、1のところですけれども、前回お配りした単純集計表についての説明です。この単純集計表からは各問についての回答分布が分かるようになっております。

ただ、これを見るだけでは、様々な観点から深い分析を行うことまでは難しいところがあります。そこで、次の2にございますように、回答区分ごとの傾向を把握するためにクロス集計表と呼ばれています表を作つて分析しています。これは、ある問で特定の回答を行つた者が別の問でどのように回答しているのかという観点から集計して表にまとめたものです。

それでは、表1を御覧ください。ここでは、例といたしまして、法律相談調査において、年収についてある回答をした人が、それぞれ弁護士を選ぶ際に、弁護士がそれまでに取り扱つた事件に関する実績と評価をどの程度考慮するかについての回答分布を載せてあります。

この例は、後ろにつづつてあります資料2-2、通し番号31ページにあります法律相談者調査の問9と税引き前の世帯年収を尋ねる属性問6の回答を掛け合わせた表と同じものになっております。

この表1を見てみると、回答者の年収によって、弁護士の実績と評価を考慮するか否かの度合いが異なるように見て取れます。もっとも、このクロス集計結果から読み取れる傾向が母集団、すなわち法律相談に来ている全ての国民に当てはまるかどうかは別途検討しなくてはいけません。今回行った調査は標本調査と申しまして、日本国民全員を対象とすることが難しかったことから、その一部を対象として行つております。そのためクロス集計結果から分かる傾向が母集団でも同じように当てはまるかどうかという問題があります。そこで、今回のアンケート調査の分析においては、母集団においても回答分布が今回の回答者と同様の傾向で変化するかどうかという点を統計学的に確かめることも行つております。ちなみに、例で示すと、表1では、統計学的にもそのように言えることが確認されております。

ただ、同様の傾向といつても、具体的にどの部分について何を言うことができるのかというところまで調べないと正確な傾向が分かりませんので、通し番号4ページに移りまして、回答傾向のより正確な分析を行うために、「調整済み残差」というものを算出しまして、その結果、クロス表内で統計学的にそのような傾向がある箇所、あるいはそれと逆の傾向がある箇所を明らかにしております。

表2を見ていただきますと、これは先ほどの法律相談者調査の問9の弁護士を選ぶ際の考慮の度合いの質問のうちの選択肢の8、弁護士がそれまでに取り扱つた事件に関する実績と評価の結果を表しているものです。この表2で言いますと、そのような傾向があるものが黄色、それから、逆の傾向があるものが灰色で塗られた部分になっています。例えば、年収が1,000万円以上の部分を御覧いただきますと、黄色で塗られたセル、考慮すると回答した人については回答傾向が多いという傾向があり、逆に灰色で塗られたセルの、どちらとも言えないですか、考慮しないと回答した人については回答者が少ない傾向があることが読みます。

このようにクロス集計表を幾つか取り上げて資料といたしましたのが資料2-2、通し番号7ページからのものになります。33ページまでがインターネット上の調査と法律相談者を対象にした調査に関するクロス表です。

また、少し飛んで、通し番号54ページから69ページまでには、企業を対象にした調査、あるいは自治体を対象にした調査に関するクロス集計表などを載せてあります。

こうしたクロス集計の分析はまだ途上のものですので、集計表上の数値が変わる可能性があることは御留意いただければと思います。

資料2-1、通し番号5ページに戻っていただきまして、今度は3を御覧いただければと思います。「シナリオ（事例）に基づく質問の回答の傾向分析」と見出しにございます。今回のアンケート調査では、仮想のシナリオに基づきまして弁護士に依頼するかどうかを尋ねる質問も用意しました。この質問では、最低価格から最高価格まで、5つの価格条件ごとに別の質問票を用意しまして、いずれか1つを回答者に示して御回答いただいております。

具体的には、資料2-2、通し番号34ページから46ページまでに例示しました質問票を作っておりますので、空欄になっているところに弁護士の着手金や報酬金を埋めるようになっています。埋められる価格条件の一覧表は47ページにございます。

この回答状況について、価格条件が変化した場合に弁護士に依頼すると回答する率が変化するかを統計学的に分析することにしました。そのために、多重比較分析と呼ばれる方法を用いまして、価格条件Aから価格条件Bに変わった場合に、弁護士への依頼率が変化すると統計学的に信頼できる程度に言えるかどうかを検証いたしました。

資料2-1に戻っていただきまして、通し番号5ページにあります表3を御覧ください。結果として、回答状況の平均を単純に比較すると、差が出ていることが分かります。ここでは、その差が統計学上は意味がないと言える確率が5%以下のものに黄色、それから、同じ10%以下のものに緑色を塗っております。意味がないといえる確率が5%以下ということは、逆に言えば意味がある確率が95%以上だということですから、要するに、これらのものは統計学的に意味があるものだと言うことができます。

こうした分析を行った結果を示したのが、資料2-2、通し番号48ページから51ページまでになります。

先ほどの5ページに戻っていただきますと、例といたしまして、通し番号48ページの離婚事案の表を引用しております。5ページを見ていただきますと、一番上の最低条件価格の欄のところで、高価格条件と最高価格条件について、平均差のところに黄色が塗られていて、中価格条件のところが緑色に塗られております。結局、ここでは、今回の離婚事案について、最高価格や高価格から最低価格に報酬等を引き下げた場合に、弁護士の依頼意欲が高まる、統計学的に高い確率で言えること、それから、統計学的な確率の点では少し信頼性は劣るかもしれません、中価格から最低価格に下げた場合にも依頼意欲が高まると統計学的にも言っていいということが示されています。

そのほかの部分についても同様の観点から御覧いただければと思いますけれども、ここに挙げた例からも分かるように、今回のシナリオ調査の結果では、幾つかの事案について、幾つかの価格条件の間で報酬等を下げた場合に依頼意欲が高まるという結果が分かりました。

なお、資料2-2、通し番号52ページと53ページですけれども、こちらにはインターネ

ット調査で聞いた交通事故の事案を例に取っておりまして、各価格条件を提示した場合に、その金額では弁護士に依頼しないと答えた人について、では、一体幾らであれば弁護士に依頼したいと思うのかを聞いた結果をグラフにしてあります。赤線部分が提示した着手金と報酬金の合計額を示しております、横軸は回答者の答えた金額、縦軸は回答者の累積度数を示しております。

それでは、再度戻っていただきまして、通し番号5ページの4を御覧いただけますでしょうか。今回のアンケート調査で、質問によっては、当てはまるものを幾つでも選んでくださいというように複数回答をお願いしているものがあります。こうした回答については、幾つもある項目について、全体の傾向を探るために、統計学で利用されている一定の数式を用いて、回答傾向について数量的に似たものを集めて分析するクラスター分析と呼ばれる統計的な手法も試みております。

これを具体的に行ってみたものが、資料2-2、通し番号59ページになります。こちらでは、企業調査の問5に関しまして、20の業務について、現在、重要な業務ないし課題であると思うかという質問に回答いただいた結果をまとめてあります。この回答についてクラスター分析を行ってみましたところ、例えば、大企業については、1つ目に、コンプライアンス、それから、個人情報保護などの10項目について同じ回答傾向のまとめがあり、2つ目には、株主総会対応、金銭債権回収など8項目について同じ回答傾向のまとめがあり、3つ目には、海外進出と外国法調査の2項目について同じ回答傾向のまとめが見られるという結果が分かりました。

資料2-2には、このほかにも、62ページ、66ページ、67ページ、69ページ、70ページといった具合に、企業、自治体、それから、国における法曹有資格者の在職状況を示すデータも載せてあります。

以上がアンケート調査に関する今回の資料の説明でございます。このクロス集計については、現在、様々な属性事項や質問事項を組み合わせて集計結果を出しまして、その1つ1つについて内容を吟味し、有益な結果が得られるかどうか確認しているところです。今後もこうした分析を急ぎ進めていきたいと思います。

次に、資料2-2、通し番号71ページを御覧ください。ここからは、裁判事件数に関する資料を載せておきました。まず、裁判所の民事事件、刑事事件、家事事件のうちの幾つかの事件類型について、新受件数の動向を探っております。これに加えまして、民事事件では、最近、過払金の返還訴訟と呼ばれる事件類型が非常に多く提起されておりました。過払金返還請求訴訟そのものの自体の統計はないようですが、最高裁判所では、裁判の迅速化に関する検証を行っておりまして、その第3回の報告書によりますと、過払金返還請求訴訟のうちの多くのものは「金銭その他」という事件類型に含まれるようですので、「金銭その他」に含まれるものと過払金等についての事件と定義しまして、この事件数を除いた数値を通し番号71ページの下段のグラフに載せております。こちらは既済事件の値になるのですが、一般的に言いますと、新受事件より1年程度遅れて、それとほぼ同等の傾向が見られますので、そうした前提を置いて

御覧いただければと思います。

この部分を概観いたしますと、民事事件においては、この10年間は全体として事件数が減少しておりますけれども、第一審通常事件のうちで、先ほどの過払金等の事件を除きますと、事件数動向は微減ないしほぼ横ばいとも考えられるところです。そうしますと、この10年間は、過払金等の事件が急増・急減したものと考えられます。このほかにも、こちらの資料には、特定調停事件、あるいは個人倒産事件、執行事件、民事雑事件、支払督促事件といったものを載せておりまして、これらは減少幅が大きいことが分かります。

それから、刑事・少年事件については、ここ10年は減少傾向で、家事事件については逆に増加傾向が見て取れるところです。

裁判事件数の調査につきましても、今後更に深く分析していきたいと考えております。

最後に、弁護士関係の調査に関する資料が、通し番号77ページから、資料3として載せてあります。こちらは全て日本弁護士連合会から頂いた資料でありまして、まず、通し番号79ページから81ページまでが、65期と66期の会員に対する就業状況等に関するアンケート調査の結果でありまして、その概要を日本弁護士連合会において説明するものです。

これに続きまして、通し番号82ページから105ページまでが、65期・66期調査の単純集計結果になりますと、106ページから117ページまでが質問票となっております。

さらに、118ページから119ページにかけてが、弁護士実勢調査の結果について、その概要を日本弁護士連合会において説明するものです。

これに続く120ページから142ページまでが単純集計結果、それから、143ページから146ページまでが質問票となっております。

これらの調査につきましては、まだ分析を始めたところですので、推進室としては、説明はまた次回以降にさせていただければと思っております。

駆け足となりましたが、説明は以上とさせていただきます。

○大塙室長 ありがとうございました。

それでは、ただいまの報告につきまして、納谷座長の進行で意見交換をお願いしたいと思います。また、報告についての御質問がございましたら、意見交換の間でも隨時お答えいたしますので、適宜お願いいいたします。

では、よろしくお願いいいたします。

○納谷座長 それでは、ただいま貴重なアンケート結果についての御報告がありましたけれども、何か御質問がありましたら頂きたいと思います。

吉戒顧問。

○吉戒顧問 今回の法曹人口調査では、まず、今説明されたアンケート調査をおやりになり、これに加えて、既存の事件統計や日本弁護士連合会の方でおやりになった調査も示されたわけですけれども、これは、非常に広範で、幅広い、かつてないような規模の調査だと思います。調査回答数も非常に多いので、大変有用なものだと思います。ただ、今、言われたように、この調査結果は、いわば宝の山であるわけなのですけれども、これを今後どういうふうに分析し

ていくかというのは非常に難しい問題があろうかと思います。

ちょっと思い付きましたのは、例えば、通し番号4ページで、年収に応じた弁護士への依頼意欲の統計があります。500万円未満とか、それ以上とかで、黄色の部分が有意だというのを分かりましたけれども、日本国民の中で年収がどういうふうに分布しているのかを考えないと、単に平均的に数字で区分しただけでは、「ああ、そうかな」というだけの話になりはしないかと思います。この調査結果に年収がこれくらいある国民がどれだけいるかということを掛ければ、もっと大きい意味での国民の動向が分かるのかなと思いました。これは、私の素人考えですから、もちろんそんなことはお考えになっていると思いますけれども、そういう御検討も一つお願いしたいと思います。

それから、もう1点申し上げますと、総じて大変立派な調査だと思います。ただ、今後検討しようとしている法曹人口について、これからすぐに何か数字が出てくるというものではないので、これをどういうふうに読み取っていくかということが大事だと思います。これは非常に困難な作業だと思います。要するに、民事訴訟の例で言いますと、沢山証拠があって、その中から要件事実というか、主要事実に関する間接事実を引っ張ってきて事実認定をするということが必要ですね。だから、この調査結果を踏まえて、顧問相互であれこれ、今後の法曹人口の動向についてこうではないか、ああではないかという議論をするのもいいのですけれども、これもなかなか難しいので、推進室で、調査結果を踏まえて、幾つかの仮説を示していただいた方が議論のたたき台になるのではないかという気がします。例えば、これは私の一つの考えですけれども、短・中期的には法曹需要が横ばいだけれども、将来的には伸びていくだろうとか、あるいは、今後右肩上がりに上がっていくとか、あるいは、ずっと横ばいだと、いろいろなお考えがあると思います。何か仮説的なものを、次回以降で結構ですけれども、お出しいただければ、ここで議論しやすいのかなというのが一つございます。

○納谷座長 よろしいですか。では、阿部顧問、どうぞ。

○阿部顧問 詳しく読んでいて気が付いたのですけれども、54ページの企業の弁護士の利用機会は5年前に比べて変化していますかという質問で、大企業は増加している、中小企業では変わらない、あるいは減少しているとなっているのですが、実は、71ページ以降のいわゆる裁判事件の全体の件数を見ると、5年前というのはリーマンショックの後でいろいろ法的トラブルが多発していて、やや多くなっており、例えば、71ページの民事第一審通常訴訟とか、あるいは73ページの倒産関係を見ても、ちょうど世の中の訴訟が多いときなのですね。その当時に比べて減っているというだけであって、たまたま聞き方が5年前に比べてということなのですけれども、私どもの常識では、中小企業で変わらないとか、減っているというのは非常におかしいなと思ったのですが、これは単純に5年前がそういうときだったから、そこに比べてしまっていることによるのではないかと思います。傾向としては、中小企業も含めて、減っているということはないと思いますので、たまたま5年前と今が訴訟全体の数が大きく変化している中での聞き方だったので、こういう数字になってしまったのかなと思います。ここは分析できるかどうか分からないのですけれども、この関係が分かれば教えてくださいということ

が1点ございます。

あと、感想めいたことなのですけれども、57ページに、いわゆる業務とか課題の重要度ということで、クラスター分析もされているのですが、私どもの発想と少し違う結果になっているなと思いますのは、従来型の法曹の仕事というか、企業法務部の仕事に近いところもあるのですけれども、もっと全体、戦略的な話になっているのかなという点でございます。大企業であれば大企業であるほどなのだと思いますけれども、単なる法的な役割を超えて、企業戦略、経営戦略そのものに関わっていくような分野が随分増えているのではないかと思います。従来のいわゆる法曹とか、弁護士、あるいは企業法務の役割というものの在り方が少し変わっているのではないかと思います。ここはもう少し詳しく私どもも分析させてください。

以上です。

○納谷座長 岩井参事官の方で阿部顧問に対して、今の時点で何かコメントありますか。

○岩井参事官 1点目の5年前と比較したところについては、今、教えていただきましたとおり、その他の指標、例えば、事件数とか、そういった点も総合的に考慮して、この後、考えていきたいと思っております。

それから、2点目の企業の業務、課題の点についても、従来型の企業内法務なのか、あるいは戦略的な観点から弁護士が関わっていくものであるのかといった点についても、今後の分析の視点として考えていきたいと思います。

○納谷座長 吉戒顧問については、特に後半の部分だと思いますけれども。

○岩井参事官 吉戒顧問から頂いたところにつきまして、まず、年収に関しても、日本の中の年収の、人々の動態といいますか、そういったものも考慮して考えていくこうと思います。

例えば、今回、インターネット調査の結果を出したのですけれども、その中でも、年代で比較している点については、今回、我が国の年代別的人口構成に基づいてデータの重み付けという作業をして調整をし、我が国の状況に合うように考えるということもしておりますので、年収についても同様に検討したいと思います。

それから、2点目について、こちらからどういったことが読み取れていくのかというの、まさに今、分析をしているところであります、なかなか難しい面があるのですけれども、今後も引き続き考え方をさせていただきたいと思います。

○納谷座長 座長としても、法曹人口の問題は結局、ある程度の数値が決まらないと、全体の改革案に関するセットの仕方がちょっと難しくなるので、いつ頃までとは言いませんけれども、できるだけ早い時期に、吉戒顧問がおっしゃられた2番目のところで少しお考えいただいて提案していただいた方がよろしいかなと私も思うので、御協力いただければと思います。

では、橋本顧問お願いします。

○橋本顧問 政府が、供給側の調査や裁判件数の客観的数字の集計に止まらず、需要側の調査も含めた形で、法曹人口調査に関するデータの収集を本格的に行ったのは、おそらく今回が初めてであり、アンケート回答数が多数に及んでいたことも含めて、今回の調査には大きな意義があったと思います。また、この結果は、今後何年か後に継続的に予定される調査結果の資料

などと併せますと、より立体的、客観的な観点からの分析を可能にする貴重な基礎資料を提供するものと思います。

ただ、言わずもがなですけれども、この調査結果は、あくまでも法曹人口数を決定する際に考慮すべき一部の要素に関して素材を提供するに止まるように思います。様々なスクリーンにかけてこれらを精緻化したとしても、ここから法曹人口、とりわけ司法試験合格者数がそのまま出てくる性質のものではないと思われます。そうしますと、これらから引き出される諸要素に、様々な考慮要素を加えて、幾つかの仮説を立てて検討する作業が必要であるというのは恐らく、吉戒顧問の言われるとおりであろうと思います。

そういう意味で仮説を提示していただきたいのですが、その点に関連して、今の段階で一点だけ意見を述べさせていただきたいと思います。それは、ニーズとされるものの実質、内実について、多面的、具体的な見地から、充分に検討していただきたいということです。

例えば今回の調査でも、犯罪被害、インターネット被害、消費者被害等へのニーズが改めて指摘されていますが、これらのニーズには、情報提供が求められているもの、適切な相談活動が求められているもの、行政による対応が求められているもの、行政の中での弁護士の活動など、弁護士と行政との連携が適切であるもの、そして弁護士が受任して、場合によって裁判などによって適切な事件処理をしなければならないもの、などの非常に様々なものが含まれております、これらの個別のニーズの中身に即した様々な仕組みの整備が求められています。

もちろん、経済的な側面からの供給側のアプローチの必要もありますが、いずれにしても、生の形の「ニーズ」と呼ばれるものがあることが、直ちに法曹人口の多寡に結び付くものではなく、そのためにはそれを酌み取り、顕在化させる方向での様々な媒介項が必要であり、そのことを十分に考慮に入れて仮説を立てないと、これまでの抽象的、定性的な人口論に止まってしまう恐れが高いように思います。

例えば、労働審判制度などは、事件に適合した解決制度、仕組みを作ることによってニーズを顕在化させた大変良い例であると思います。しかし、その他の紛争類型に関して同様の制度が創られる可能性があるかの点については具体的な見込みが立っていない状態です。このような段階でのニーズを、抽象的に顕在化し得る「ニーズ」であると評価することには問題があるよう思います。この場合には、顕在化のための仕組みの整備と、そのために要する期間の長さという時間的要素を考慮する必要があるように思います。

あわせて、ボリューム感も重要な要素と思います。例えば、うまくいった労働審判の制度であっても、年間の件数は3,700件程度です。当事者双方に代理人が付いたと仮定しても年間7,400件程度ですから、弁護士1人当たりの事件としては0.2件に止まることになりますから、法曹人口に与える影響という面では限定的であると言わざるを得ないように思われます。その意味で、仮説を立てる場合には、そのニーズとされたもののボリューム感の把握も大切な要素となるように思います。

企業への就職についても同様の問題があると思います。法曹志願者の大半が訴訟活動に携わることを前提に法律事務所に入ることを希望し、時間と労力、費用を費やして資格を得るとい

う現状を変えるには、一方で企業側において、企業内弁護士を呼び込む方向での意識の変化、条件・環境の整備が必要ですし、他方で法曹志願者側において、企業内弁護士を目指す方向でのマインドの変化が必要だと思います。

これには法科大学院の教育課程での周知であるとか、企業内弁護士による活動の積極的広報や企業努力などを含め、それに向けた関係者の多様かつ相当な努力の積み重ねが必要でしょうし、景気の変動も相当影響を与えそうです。したがって、ここ数年で現状を大きく上回る増加を期待することが現実的な見方なのかどうかには疑問があり、増加の流れは、もう少し中長期的に捉えるのが実態に合った見方ではないかということを御指摘申し上げたいと思います。この点は、その多くが「必要に応じて弁護士に依頼すれば足りる」と回答した中小企業の場合には、より一層当てはまるように思います。

地方自治体への就職も同種の問題がありますが、実際には、自治体におけるニーズは、その規模によってかなり段階的に異なるように思われますので、この点の分析も今後は必要かと思います。

また、任期付公務員の場合ですが、数年後には他職に就かなければならず、多くの場合、法律事務所への就職が必要になりますから、法曹人口ニーズに与えるプラスの効果は限定的な性格を持っていると思います。この点は、臨時のニーズに応えるために、文部科学省が200人ほどを雇用している原子力損害賠償紛争解決センターの調査官などには一層当てはまります。そうなりますと、就職難の中で、勤める若しくは帰る法律事務所があるのかどうかが供給側としては大きな関心事であり、そのボリュームを大きく増やすには、この点の環境整備が必要になりますが、即効的な名案はないのが現状であろうと思います。

また、任期付公務員のニーズの多くは、法律事務所での経験がある弁護士を対象としておりまして、新人弁護士の就職には直ちには結び付きにくいこと、その意味でOJTが重要となってくることなどの点にも考慮が必要だと思います。

以上、ニーズに関し幾つかのことを申し上げましたが、仮説を立てるに当たっては、従前のように定性的な分析に止まるのではなく、ニーズと呼ばれるものの実質について、例えば、それを顕在化させるための仕組みや環境整備の可能性、時間的・ボリューム的見地からの検討などの様々な観点から、多面的、具体的に検討していただくことをお願いしたいと思います。

○納谷座長 いろいろなファクターを明らかにして、考慮してもらいたいということをおっしゃられていますので、これは後で岩井参事官の方の調査結果と併せて、推進室で仮説を立てていく上で参考にしていただいて、また議論に付していただければと思っております。そういうことでよろしいですか、橋本顧問。

○橋本顧問 はい。

○納谷座長 山根顧問、どうぞ。

○山根顧問 アンケート結果ですが、将来ニーズについて、年齢や、年収別に集計をされていて、とても興味深く思いますし、報酬の具体的な額を示して調査したということで、とても有意義なものになったと思っています。私としては、消費者の動向というところで大変興味を持

つわけですが、例えば、7ページ、13ページ等で、消費者被害に遭ったときというニーズの回答結果がとても多いということで、なるほどなと思います。

ただ、この回答のところを見ますと、例えば、消費者被害に遭ったとき、インターネット上で被害に遭ったとき、犯罪被害等々と項目に分かれています。これは、その被害、トラブルが詐欺なのか、犯罪なのか、何なのかということをいろいろ想定しながら回答していると思いますけれども、重なり合う部分がかなりあるように思います。そのトラブルをどういう問題と一般市民が判断するかということなわけです。つまり、消費者は、抱えたトラブルがどういう法律の問題になるのか、法律問題として相談すべきことなのか、そういったことはよく分からぬと思います。ですので、そもそも何が弁護士に解決を頼めることなのか、何を相談してよいのかということがもっと消費者が分かれば、弁護士に解決を依頼する機会が増える、そういうふうに思うようになるのだろうと思っています。

他のページでも、結局、トラブルがあったけれども、相談しなかった、依頼しなかった理由として、弁護士に依頼できるような問題とは思わなかったとか、自分で解決できると思ったという答えが割と多く見受けられますので、そういう意味で、弁護士にどんなことが依頼できるのかということがもっと分かれば、依頼する人は増える。その辺りに潜在的なニーズが高くあるのではないかと思っていますので、その辺りの視点を踏まえて分析も進めていただければと思います。

○岩井参事官 先ほど橋本顧問から頂きました点については、ニーズ自体が現実的なものなのか、あるいは現実化し得るものなのかといった点については、データを分析する上でも常に留意して考えていただきたいと思います。

また、企業、あるいは自治体についても、その企業なり自治体の規模に注意して、ニーズの違いがあるのかといった点についても、今後分析したいと思います。

さらに、採用の点をおっしゃっていただいたのですが、これについては、法曹人口調査の結果もあるのですが、現在、活動領域の拡大という点も有識者懇談会などで議論になっておりまして、その中で、例えば、キャリアパスの問題ですとか、あるいは企業とのマッチングの問題ですとか、そういう点も議論されているようですので、そうした議論についても留意して、この後、検討していきたいと思います。

最後に、山根顧問から頂きました点について、何がそもそも弁護士に頼めることであるのかが国民の方々に十分理解されていないのではないかといった点は、重要な観点だと思いますので、依頼者となる国民の側で受け取っている情報、この点も今後考えていきたいと思います。

○納谷座長 吉戒顧問、どうぞ。

○吉戒顧問 追加のお願いなのですけれども、先ほど、仮説を幾つか推進室の方で検討していただきたいとお願いしました。その際の一つの視点として、要するに、法曹といいますか、大半は弁護士ですが、弁護士の仕事というのは、法廷の業務と、それ以外の非裁判業務と大別できると思いますけれども、どちらかというとアンケート調査は、こういうケースがあったら依頼しようかという事例の設定でして、裁判業務の方に傾斜していると思います。しかし、ニー

ズとしては、裁判業務と非裁判業務がありますから、その辺りにも着目した分析というか、評価を一つお願いしたいなという気がいたします。

それから、もう1点は、先ほど阿部顧問がおっしゃった、一つの重要な手掛かりになりますけれども、事件数の動向です。確かに、民事の第一審通常訴訟の事件数が平成16年以降、急激に伸びて、その後、現在は落ち着いているわけなのですけれども、これは平成16年以降に一連の最高裁判所の過払金請求事件の判決が出て、過払金返還請求権が認められやすくなったりということもあって、特に訴額の関係から言いますと、簡易裁判所の新受事件数が異常に増えていますね。それがまた、がくんと減っているわけです。過払金の事件は10年という消滅時効の期間もありますから、もう下火になっています。この事件は確かに伸びたのですけれども、一時的なものですから、それを除いた数字が先ほど御紹介されましたけれども、それが事件動向を示す一つの基本だと思います。

事件数は落ち着いているにしても、現場の裁判官とか、代理人をされている弁護士から聞きますと、最近の事件の傾向としては、昔は本人訴訟というか、御本人がやられる訴訟の率が大体25%ぐらいあったのですけれども、それがじりじりと最近下がってきています。下がってきているというのは、要するに、代理人が付く事件が増えてきているということです。だから、全体の事件数は横ばいであるにしても、その中で弁護士が仕事をする事件が増えてきているという部分があるのではないかということが一つ挙げられます。だから、訴訟の代理率というか、そういう数字があるなら、それを把握するということが一つあります。

それから、聞きますと、定型的な事件、要するに、売買、消費貸借、家の明け渡しとか、賃料請求とか、そんな伝統的な事件ももちろんありますけれども、最近は先例のない非常に難しい事件が増えてきているということをよく聞きます。例えば、数は少ないけれども、行政事件が増えていますし、労働事件も増えていますし、医療過誤の事件も増えています。複雑困難な事件が増えれば、当然、代理人の仕事量も増えてくるわけですから、そういう点も何らかの形で把握できないかということが一つあります。

それから、裁判迅速化法という法律が平成15年から施行されています。要するに、第一審の訴訟手続は2年以内に終局させなさいという法律です。これは努力規定の法律ですけれども、現場の裁判官はこの法律を念頭に置いて事件処理をしていますので、最近の事件の処理は非常に速いですね。速いということは、手持ち事件数は少なくとも、繁忙度が高いということです。これは裁判官も代理人もそうだと思います。そういうこともどこかで念頭に入れていただいて、分析していただけたら有り難いなと思います。

○納谷座長 今の吉戒顧問の発言に関連してなのですけれども、71ページ以下の裁判所の事件傾向はずっと下がっている傾向ですね。いろいろな事件で。この下がっている傾向をどういう具合に見ているか。最高裁判所の方から見て。少なくなっていることが好ましいのか、少なくなったことには別な原因があって、この傾向が出現したのか。御意見を頂いて、分析しておいた方がよろしいのではないかという気もするのですが。法廷実務の方の問題がこちらのことと関係しますので、データを集めていただいて、併せて検討していただければ有り難いなと思

います。ずっと下がっていったのでは、法曹人口論を考えていく上にもいろいろと検討事項も出てくると思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○阿部顧問 御参考までに、中小企業団体とか、行政がやっている法律相談などで、中小企業が飛び込むのは、圧倒的なのは相手先の倒産とか、その前段階なのですね。相談件数のデータがあると、景気変動とニーズが相関していることがよく分かるはずなので、こちらも探してみますけれども、必ず出てくるはずなので、それを確認してください。

○納谷座長 では、今日の段階は御報告を受けて、それぞれの立場からいろいろな御意見があったと思います。次の発表の機会までに御検討いただければと思います。特に推進室の関係で、仮説というのでしょうか、ある程度の、こんな見方もあるということも、できればそちらへ結び付けるようにしていただければ有り難いと思っております。

では、大場室長。

○大場室長 本日は、私どもでやっていますアンケート調査、その分析の経過を報告させていただきましたけれども、吉戒顧問、橋本顧問などから、法曹人口に結びつく仮説の提示をした上で議論すべきではないかという御意見も頂戴しましたので、それも含めまして、どういうふうに対応できるか考えていきたいと思います。

それでは、法科大学院についての議題に移りたいと思います。お手元に中央教育審議会の提言を取りまとめた冊子、青色のものでありますけれども、それを配布しております。前回の顧問会議で文部科学省としての法科大学院改革の予定について御報告を頂くとともに、工程表を提出いただきましたけれども、時間の都合で顧問の皆様から御意見を頂くことはできませんでしたので、納谷座長に進行をお願いいたしまして、皆様から御意見を頂戴したいと考えております。文部科学省に対する御質問も適宜お願ひいたします。

それでは、納谷座長、よろしくお願ひいたします。

○納谷座長 資料4－1、通し番号148ページの工程表を若干コメントしていただきたい。すぐに議論に入ってよろしければそうしますけれども、前回、説明が少なかったような気もするので、ちょっとコメントしていただいた上で、皆さんの意見を交換したいと思います。工程表について。

○牛尾課長 簡潔にポイントだけ御説明したいと思います。

まず、組織見直しでございますけれども、公的支援の見直しの更なる強化策に基づいて、入学定員の更なる削減が現在進行中でございまして、27年度頭で3,175まで削減見込みが立っております。こちらの御議論におきまして、法曹人口調査等の結果に基づいて、新たな法曹人口、あるいは司法試験合格者の目安が出れば、それに基づいて、更に適正な入学定員の目標値を私どもで設定しまして、更なる削減を進めていきたいということでございます。

次に、教育の質の向上に関わることでございます。法科大学院の教育内容につきましては、隨時改善に向けた取組を進めていただくということでございますけれども、共通到達度確認試験につきましては、今年度中に第1回目の試行をやりたいということで、今、関係大学等と準備を進めているところでございます。27年度、28年度と、例えば、対象者を2年生に広げ

る、あるいは科目を増やしていくという形で試行を増やしていきまして、本格実施に向けた体制の検討についても、28年度、29年度辺りには進めていきたいと思っております。

それから、後ほどまた御説明させていただきますが、認証評価の厳格化につきましては、3巡目の認証評価が28年度から始まりますので、そこから新しい仕組みでできますように、今年度中に省令改正をした上で、認証評価機関における基準の改正を来年度にやっていただくことを考えております。

それから、学びやすい環境作りということでございますけれども、3つございまして、1つは時間的な問題で、飛び入学等の積極的な活用でございます。こちらにつきましては、公的支援の見直しでもよい取組について加算対象にして取組を促しております。当面の目標としては、10校程度で100名程度の規模、この5年コースというものを作れないかということで進めていきたいと思っております。

更に今後の予備試験の検討状況等を踏まえて、予備試験改革の動向によれば、法科大学院教育期間の更なる短縮の可能性についても検討することを念頭に置いております。

それから、経済的な問題につきましては、法科大学院に限りませんけれども、所得連動返還型奨学金制度を導入すべく、来年度、準備経費も要求させていただいております。29年度から新しい制度ができればと思っております。

それから、ここには記載はしておりませんけれども、地方における法曹の定着という観点からの新たな奨学金の仕組みもできないかどうかということも検討中でございます。

それから、最後のICTの関係でございますけれども、制度的には現在でもICTを活用した授業はできますけれども、この法科大学院の双方向性の授業にふさわしい形でどういう活用ができるかということにつきましては、来年度から早速実証研究をさせていただきまして、その結果を踏まえて、法科大学院の中でどのくらい、このICTを活用できるのかということのめどを付けていきたいと思っております。

それから、全体を通じてでございますけれども、私どもとしては一定の考え方をまとめましたが、顧問会議等におきましての検討も進んでおりますので、その検討状況を踏まえて、適宜中央教育審議会でも、この工程表自体も見直すことも念頭に置いているところでございます。

以上でございます。

○納谷座長 一応、記憶を戻すために、簡単ですけれども、御説明いただきました。皆さんからこの工程表について御意見なり、御質問がありましたら、遠慮なく申し述べていただければと思っております。

どうぞ、阿部顧問。

○阿部顧問 質問なのですけれども、通し番号153ページの「組織見直しに向けた流れ」というところなのですが、法的措置で改善勧告とか、先に進むということはまずめったにあり得ないとして、適格認定の厳格化の中の認定要件に、例えば、司法試験の合格率、合格者数というものを直に反映するような仕組みは可能なのでしょうか。

○納谷座長 そこは、次の議題のときにまた御説明があると思いますので。

では、山根顧問、どうぞ。

○山根顧問 前回も発言したかと思うのですけれども、この顧問会議も来年の夏で終了するわけですけれども、その後、きちんとこの計画が計画どおりに進んでいるかどうかをチェックすることがどういうふうに担保されるのかを気にはしているのですが、その辺りもやっていただきたいということです。

○納谷座長 この工程表がきちんといくかどうかをどこでチェックするのかということのようですけれども。

○牛尾課長 私どもとしては、こういう形で大臣から公表させていただいておりますので、当然これは社会的に約束をしたという前提でしっかりとやらせていただきますし、また、必要があれば、別途、政府全体で、今後の仕組みをどうするかというのは御検討いただければと思っています。

○義本審議官 その点につきましても、これをどうフォローアップするかについて、この顧問会議でも、そのメカニズム、仕組み等について御議論いただければ、私どもとしては、それに沿って取り組んでまいりたいと思います。

○納谷座長 フォローアップのシステムについて、この時点で御意見があれば承りたいと言っておりますけれども。

どうぞ、吉戒顧問。

○吉戒顧問 今回、文部科学省の方で3本柱の提言をされましたが、これに私は本当に期待したいと思います。ただ、これが厳格に実行されることが大前提であって、その意味で、工程表どおり進むかどうか、それを時々検証する必要があると思います。顧問会議がなくなった後にどういう組織でやるのかということですけれども、少なくとも連携法という法律はあるわけです。連携法の中では、法務大臣と文部科学大臣が法科大学院における教育の充実等を図るため、常に意見交換して相互に協力するという規定がありますから、法務省と文部科学省の間では、恒常的な、継続的な関係があり得てしかるべきだと思っています。

○納谷座長 そのほか、ございませんでしょうか。

橋本顧問。

○橋本顧問 今回、学びやすい環境作りという観点から、時間的・経済的負担の軽減、地方在住者・社会人への対応という、3本柱の改善策を作っていましたが、これまでの議論も踏まえていただいたものとして、期待しております。きめ細かいニーズに対応した制度を創り、きちんと運用することで、今の法曹志願者の減少などの事態に適切に対応していくことが大切ですし、地方における法曹の活躍という見地からも、是非これを進めていただきたいと思います。

工程表については、このとおり進めていただくということですが、山根顧問、吉戒顧問がおっしゃったように、これがきちんと進むことが、現在の制度の活性化にとって最低限必要なことであるという意味で、文部科学省として力を入れてやっていただければと思います。

○納谷座長 工程表については、一応、これできちんとやっていただきたいというところで一

致しているようです。いずれにしても、この148ページの下にありますように、法曹養成制度改革顧問会議で、ここにあるような、法曹人口の在り方とかで決まってこないと、定員をどうするかという1番目の問題は決まってこない。司法試験とか、予備試験の制度の在り方との関係で、教育の質の向上というのでしょうか、そっちのことと関連してくるでしょうし、それから、法的な見直しの問題もいろいろあると思います。そういうことでの、来年の7月までの間の議論を踏まえて、直さなければならないことがあれば、また御提案いただいて直していくという形で受けとめておきたいと思いますが、工程表については、そのようなことでよろしいですか。では、この問題はこれでよろしいでしょうか。

○大場室長 それでは、引き続いて、文部科学省から、法科大学院に係る認証評価の見直しの概要についての御報告をいただきます。

牛尾課長、よろしくお願ひいたします。

○牛尾課長 通しページ191ページ以降に関連する資料がございますので、御参照いただければと思います。

現在、法科大学院の認証評価の見直しにつきまして、私ども文部科学省内で事務的な作業をしておりますが、その方向性について、中央教育審議会で御議論いただいたときの資料に基づいて御説明をさせていただきたいと思います。

1枚おめくりいただいて、192ページに今回の見直しの基本的な方向性を掲げさせていただいております。

基本的な方向性の1つ目といったしましては、こちらでも議論がございましたように、客観的な指標を認証評価の中に位置付けていくということでございます。基本的な考え方と書いてあるところで3つの○で整理しておりますけれども、法科大学院教育の実施教育の成果等に関する客観的指標につきまして、それを下回るような場合について、その数値だけをもって自動的に不適格とするのは必ずしも適當ではないですけれども、しかし、一方で、数値が低いということは、当該法科大学院の教育の質に関して深刻な課題を抱えていることを強く類推させるものであるという前提で認証評価を考えていくべきであるというのが大きな基本的な考え方でございます。

3つ目の○に書いておりますように、具体的には客観的な指標を対外的に明確にする形で認証評価の実施の中に取り入れるということでございまして、仮に指標、水準を下回っている場合におきましては、その理由について、当該法科大学院の教育の質と明確に関連付けて、対外的に説明できるように、今以上に精緻な評価をすること、それから、今後、法科大学院教育の質の改善がされる見込みがあるかどうかを含めて具体的に分析し、対外的に明示すること。こういったことをした上で総合的に適格、不適格を判断するという方向に変えていきたいということでございます。

具体的な、客観的な指標の使い方でございますが、次の193ページを御覧いただければと思います。特に法科大学院の教育状況について重点的に評価すべきポイントが3つあると考えております。法科大学院の入口、教育活動そのもの、それから、出口という3つでございま

す。この3つの観点について、客観的な指標を活用して、よりしっかりと評価をしていきたいということでございます。

評価すべき事項と指標の関係を一番下のところに図示した形で整理をさせていただいております。入口、中身、出口ということで、重点的に評価すべき事項としましては、入学者の質の保証がされているかどうか、入学定員が適正に管理されているかどうか、それから、教育活動が適切に実施されているか、そして、その成果がどうなっているか、その場合には教員の質の保証という問題も当然評価の対象にすべきだと考えております。それぞれにつきまして、考慮すべき客観的な指標としまして、入学者選抜における競争倍率、入学定員充足率、入学者数、司法試験合格率があると思っております。

具体的な、使用いたします指標につきましては、194ページに整理をさせていただいております。ここに掲げられております客観的な指標は、今回、私どもで実施しております公的支援の見直しの中で既に使用しているところでございまして、これについては各法科大学院も十分に分かった上で様々な改善に努めておりますので、そうしたことでも踏まえますと、従来使っております指標を目安に活用するのが適當ではないかと考えております。

より具体的なものは、その下に掲げてございます。入学者選抜における競争倍率については、2倍未満であるかどうかが目安になるかと思っております。入学者選抜において十分に倍率がないということは、入学者の質の保証に影響が出ている可能性があるということでございます。仮に2倍を下回っている場合には、適性試験の結果による足切りや、個別の入学者選抜の状況をしっかりと見て、この質が担保されているかどうかを評価することになるということでございます。

続きまして、入学定員の関係でございますが、充足率が50%未満、入学者数について、実数で10名未満ということが1つの目安になると考えております。充足率の低迷については、入学者を十分に確保できず、教育組織として規模が小さくなり過ぎているということになりますと、教育活動自体にも支障が出る可能性があります。それから、法科大学院の特色でございます双方向的、多方向的な議論に基づいた授業をすることにも、小規模になりますと悪影響が出るということでございます。

ただ、これらの指標の活用に当たりましては、夜間、あるいは地方の法科大学院など、学生確保自体に客観的に難しい事情がある場合もございますので、そういう事情をどの程度考慮するかということも1つポイントになるかと思っております。

最後に、司法試験合格率でございますが、目安としましては、司法試験合格率が全国平均の半分未満であるかどうかが1つの指標になると考えております。これにつきましては、言うまでもございません。法科大学院は法曹養成の中核的な教育機関でございますので、合格率の状況が良くないということは、それにふさわしい教育の質が確保されていない可能性がある指標として合理的なものだと考えております。

ただ、この合格率の評価につきましても、その法科大学院の特色として、法学未修者を多数入れていらっしゃるかどうか、あるいは夜間大学院の場合、社会人の方などにつきましては、

自学自習の部分の時間の確保について、なかなか難しい事情もございますので、そういった点も考慮する必要性があるのではないかと考えております。

最後の196ページにございますが、このような観点での評価の充実を図るために、私どもとしましては、省令でこの評価項目を定めております。その中に、現在、必ずしも明確になっておりません教育課程の実施状況やその成果を見る、あるいは入学定員の充足状況、入学者の質を見るということを省令上も明確にしていきたいと思っております。その際、先ほど御説明しましたような数値につきましては、施行通知のような形で各評価機関にはお示しをして活用していただくことを考えております。

それから、2つ目の◆のところ、これは今まで説明したこととは違う点でございますけれども、現在、認証評価につきましては、5年に1回というサイクルでやっておりますが、御案内のとおり、その5年間の間にも法科大学院のいろいろな状況について変化が生じる場合がございます。これまででは教育課程や教員組織に変化があった場合について、評価機関が把握して、問題点等について付記するということをやっておりましたけれども、今回につきましては、更に入学定員の充足率の状況の変化など、もう少し総合的に法科大学院の認証評価において、5年サイクルの途中で、いろいろな事情変化があった場合について、その状況をきちんと評価機関も把握して、必要に応じて改善を求めるようなことをやっていただくことも新しく明確にすることを考えているところでございます。

認証評価の厳格化に向けて、現在進めている内容について、簡単でございますが、御説明させていただきました。

○大場室長 それでは、続いて、推進室から法科大学院に対する法的措置についての御説明をさせていただきたいと思います。昨年12月の第4回の顧問会議で法科大学院に対する法的措置の在り方に関する基本的な事項を御説明いたしましたけれども、それから1年が経過いたしました。本日は、副室長の西山から、推進室の当面の検討状況を御説明いたします。

○西山副室長 それでは、資料に沿って御説明申し上げます。資料4-2、通し番号149ページからでございますが、「法科大学院の組織見直しについて」と題する資料の1枚目を御覧ください。

法曹養成制度検討会議取りまとめと法曹養成制度関係閣僚会議決定において、法科大学院の組織見直しに関して述べられた箇所を挙げております。法科大学院に対する法的措置は、ここに記載されているように、公的支援の見直し強化策や、教員派遣の見直し方策を講じても、一定期間内に組織見直しが進まないとき、課題が深刻で、改善の見込みがない法科大学院について対応する方策として、その具体的な在り方を検討すべきものとされております。

そこで、まず、公的支援の見直し強化策や教員派遣の見直し方策によって、現在までに法科大学院の組織見直しがどの程度進んでいるかということを確認いたします。裏面、150ページでございます。「3. 組織見直しの状況」を御覧ください。

昨年11月に文部科学省が公的支援見直しの更なる強化策を公表してから1年余りで、法科大学院14校が募集停止を表明しており、法科大学院の数はピーク時の74校から52校に減

少する見込みとなっております。入学定員はピーク時である平成15年度の5,825人から、平成27年度には3,175人に減少する見込みであり、ピーク時から45%の減少となります。また、司法試験合格率に課題があるとされている25校の法科大学院について、その実入学者はピーク時に比べて約10分の1に減少しております。この25校のうち18校は既に学生の募集停止を表明しています。

このように、法科大学院の自主的な組織見直しが進んでいるという点は、これまでの施策の効果として評価されるべきものと言えます。しかしながら、その一方で、このページの下の枠に記載しておりますように、全体としての司法試験合格率や直近修了者の初年度合格率などの点につきまして、依然として課題が残っているのが現状でございます。また、これまでに講じている施策が主として財政的支援、人的支援の見直しであることから、その効果に一定の限界があることも否定できません。法的措置は、このような事態に対応するための方策としての役割を果たすことが期待されているものでございます。

通し番号151ページの「4. 組織見直し全体の方向性（案）」を御覧ください。推進室は、法科大学院の組織見直しを促進させるのと同時に、このページの一番下の○にございますとおり、法科大学院の教育改善を図って、その魅力を高めることや、経済的・時間的コストの負担軽減策を講じることなどの施策を講じることにより、法科大学院制度全体の体質強化を図り、法科大学院の魅力を発信していくことが必要であるとの認識に立っております。こうした施策を一体的に進めることによって、上の目標のところに記載しておりますとおり、各年度における法科大学院の修了者の相当程度、例えば、約7割、8割が司法試験に合格するといった、法科大学院のあるべき姿の実現を目指すべきであると考えております。

推進室が検討すべき法的措置の前提として、現行制度の仕組みを御紹介いたします。152ページの「5. 法的措置の着眼点」の現行制度の大枠の欄を御覧ください。

まず、①に記載しておりますとおり、法科大学院は、法科大学院の教育と司法試験等との連携等に関する法律、いわゆる連携法の2条1号によりまして、「法曹に必要な学識及び能力を培うことを目的とする専門職大学院」と定義されております。また、文部科学省の省令であります専門職大学院設置基準18条では、「専ら法曹養成のための教育を行うことを目的とする」と定義されているところでございます。

そして、②に記載しておりますとおり、法科大学院の設置の際には、一般の専門職大学院とは異なる特別の基準による認可手続が実施され、設置後の教育状況につきましても、一般の専門職大学院とは異なる認証評価基準による適格認定が実施しております。

資料4-3の「法科大学院の組織見直しについて」関係資料の32ページ、通し番号188ページになりますが、ここに「法科大学院の認証評価・適格認定のプロセス」と題する図がありますので、こちらを御覧いただくと分かりやすいと思います。

法科大学院は、法の規定により、5年ごとに認証評価機関による認証評価を受け、認証評価の結果の報告を受けます。この認証評価の結果は、文部科学大臣や法務大臣にも報告されます。

認証評価機関により適格認定を受けられなかった法科大学院については、文部科学省は連携

法5条5項の規定により、認証評価機関から指摘された事項を主な対象として、当該法科大学院から報告や資料の提出を受け、ヒアリングを実施するなどして、問題点を調査し、改善指導いたします。この調査の過程において法令違反が疑われる場合には、文部科学省は直ちに法科大学院に対して是正を促し、それでも改善が図られない場合には、学校教育法15条により改善勧告、変更命令、廃止命令を段階的に行うことが想定されております。

また、連携法6条の規定により、法務大臣は文部科学大臣に対し、設置基準の改廃や認証評価機関の認証等について必要な意見を述べたり、特に必要と認めるときは、法科大学院について、報告または資料の提出の要求や、改善勧告、変更命令等の必要な措置を講じることを求めることが可能となっております。

ここで、通し番号152ページ、「5. 法的措置の着眼点」をもう一度御覧いただきたいと思います。今、御説明したような現行制度の枠組みによっても、右側に「指摘される問題点」として挙げたような、司法試験合格率が著しく低い法科大学院がある、あるいは入試における競争倍率が低迷している法科大学院があるなど、まだ解決できない問題があります。法的措置は、これらの問題点の解決を目指すものであります。

そこで、推進室の基本的な考え方について申し上げます。通し番号153ページの「6. 組織見直し促進に向けた流れ（法的措置を含む。）（案）」を御覧ください。法的措置を含めた組織見直し促進の方策を考える際には、法曹養成制度検討会議の取りまとめにありますように、大学教育の特性に配慮すること、認証評価による適格認定の厳格化など、認証評価との関係にも留意することとされています。この基本姿勢に立ち、推進室としては、現時点では文部科学省の施策に調和した形での法的措置の在り方を検討する方針であります。

そこで、文部科学省が進めている、あるいはこれから進めようとしている施策について見ますと、現在文部科学省で進めている公的支援の見直し強化策の指針に司法試験合格率や入学定員充足率などといった客観的指標が活用されておりますが、先ほどの文部科学省の御説明がありましたように、この客観的指標を今後は認証評価にも活用することとしております。

すなわち、具体的な認証評価においては、入学者の質の保証、入学定員の適正な管理、教育活動の実施状況及びその成果という項目を重点的に評価することとし、総合的に適格認定を行うこととなります。このように客観的指標を取り入れた認証評価の厳格化により、これまで不適格の判定を受けなかった法科大学院であっても、不適格の判定を受けることがあります、これら不適格の判定を受けた法科大学院について、先ほど述べましたように、文部科学省が設置基準等に照らして当該法科大学院の教育状況を調査します。その過程で法令違反に該当する事由が認められれば是正を促し、是正が図られない場合には、学校教育法15条の改善勧告等の段階に進むという仕組みであります。

このような手続は、大枠においては現行制度のものと変わるものではなく、認証評価に客観的指標が取り入れられることによって、認証評価が厳格化されるといった認証評価の運用がこれまでと異なる点であるということになります。

法科大学院に関する認証評価機関は現在3つありますが、認証評価に取り入れられるとされ

ている客観的指標はどの認証評価機関においても共通のものとされますので、認証評価機関ごとの評価のばらつきが解消され、客観的指標で示された目安を下回る状態が続いている法科大学院については、特段の事情がない限り、いずれの認証評価機関が評価した場合においても、不適格の判定が出るといった、これまでよりも厳格な運用が図られることが想定されます。

もっとも、認証評価で不適格認定を受けた法科大学院について、設置基準を含めた法令に違反していると認められるケースがあるのか、認証評価機関が幾ら厳格な認証評価をして不適格の判定をしたとしても、その後の行政機関による手続につながっていかなければ、結局のところ実効性はないのではないかといった指摘も考えられます。このような点について、推進室といたしましては、現行の設置基準の在り方を含めて改めて検討を進めていく必要があるのではないかと考えております。

以上、雑ぱくではありますが、推進室が現時点で検討している法的措置のあらましを御説明いたしました。顧問の皆様からの忌たんのない御指摘、御意見を頂きながら、文部科学省とも協議して、更に検討してまいりたいと思っております。

以上でございます。

○大塙室長 ただいまの報告につきまして、御質問等もあると思いますけれども、納谷座長に進行をお願いして、顧問の皆様の意見交換、質問も結構ですけれども、意見交換をお願いしたいと思います。

最初に、阿部顧問が先ほど御質問された点について、ちょっと整理しておきましょうか。

○阿部顧問 適格認定の厳格化の中で、ストレートな形で、司法試験合格率とか、合格者数を盛り込むことは可能ですかという質問です。

○牛尾課長 私どもの省令上も、教育状況及びその成果といったことを書かせていただいて、その指標として、是非司法試験合格率を使ってくださいということをお願いいたしますので、評価機関の評価基準、あるいはその解釈指針のようなものの中に合格率というものが入ってくる可能性は十分にあると思っております。具体的な制度設計は、細かいところはこれからですので、これから評価機関と相談することになるとは思いますけれども、そういう方向で今、考えております。

○納谷座長 吉戒顧問。

○吉戒顧問 その点に関連してちょっとお尋ねしたいと思います。認証評価機関が厳格な認証評価をすることが一番大事なことだと思うのですけれども、そのための手立てがないといけないわけなのです。今、西山副室長が説明された文部科学省令は、「学校教育法第110条第2項に規定する基準を適用するに際して必要な細目を定める省令」というものですね。そして、この省令を受けて各認証機関が評価基準を定めているという流れですね。この省令は、平成22年に改正されてから、それ以降、改正がないのですけれども、今のお答えだと、この省令そのものはいじらないような雰囲気で、解釈基準を示すだけのお話のような気がしますが、どうですか。

○牛尾課長 そうではなくて、この省令上、何項目か書いてありますけれども、例えば、教育

の活動状況そのものを見る、あるいはその成果を見るというのが、概念上、今の基準にも含まれているという説明はできるのですけれども、必ずしも明確になっておりませんので、そこを明確にするような省令改正をすることと、あと、入学者についても、質を見るという部分について、必ずしも明確に書かれておりませんので、そこについても、今、省令を改正することを考えております。

○吉戒顧問 ちょっと細かく言いますと、この省令の4条1項1号力ですね。

○大場室長 通し番号290ページになります。

○吉戒顧問 290ページに、要するに、4条1項1号の柱書で、イからカまで、「次に掲げる事項について認証評価を行うものとして定められていること」と書いてあって、その後に、イからカまでが書いてあるわけです。一番最後にカとして「法科大学院の課程を修了した者の進路（司法試験の合格状況を含む。）に関すること。」と書いてあります。これがいわば司法試験の合格率も含めた記載ではないかなと思いますけれども、これをもう少し明確に規定しないと、何のことを言っているのかなという感じがするのです。これをきちんと改正しないと、3つの認証評価機関の評価基準も変わらないと思います。だから、この認証評価機関の評価基準を改正してもらうために、省令の力の規定も改正しないといけないのではないかと思います。

○牛尾課長 御指摘のとおりでして、平成22年に改正したときも、我々とすれば、もう少し積極的に司法試験の合格状況を活用いただきたいということで改正をしたのですけれども、現実の各評価機関の評価基準等を見させていただきますと、司法試験の合格率を含めた進路状況を把握して、それを教育改善につなげているかどうかという評価にとどまっている部分もございまして、そこを今回はもう少し実質的に、教育の中身、あるいは教員の質、入学者の選び方、そこに実質的にもっと踏み込んだ評価をしていただきたいと思っておりますので、今、御指摘いただいた項目も含めた改正の検討対象と考えております。

○吉戒顧問 中央教育審議会の提言を取りまとめた冊子の42ページの下の方に、評価機関の評価基準の一つの例示として、授業の方法に関する記載があります。これは先ほど言いました省令4条1項1号トの「授業の方法に関すること。」を各認証機関が基準として具体化したものだと思いますけれども、同じようなものを力の部分についても是非載せていただきたいなと思います。

○牛尾課長 分かりました。また資料として提供させていただきます。

○義本審議官 多分、進路というと、かなり曖昧なところが残りますので、率は書けないとしても、例えば、成果とか、具体的にそれが分かるようにしていただくような形で。

○吉戒顧問 少なくとも省令の規定が一步踏み込んだ形で書かれると、各認証機関の基準は、それを更に具体化せざるを得ないですから、合格率を書くと思います。そういう流れになると思うので、是非お願いしたいと思います。

○義本審議官 教育の成果、あるいは入学定員の充足状況ということも明記する形でやらせていただきたいと思います。

○納谷座長 では、有田顧問。

○有田顧問 認証評価の機関の評価の年限の関係、これ、5年から、更に検討して短くするという方向性が出されたということは、非常に私は良いことだと思っています。先ほど吉戒顧問からお話をありましたように、やはり具体的な基準をきちっと認証評価の機関に対して与えるということが必要だと思います。そのためには、確かに合格率がどうなのか、今、ここで合格率がずっと議論されているわけですね。その合格率をもう少し具体的に認証評価の基準の中に入れ込むのはもとより、そういうものを明確に出すような形の省令を作っていただきたい。そうすると、法的な問題が生ずる場合の扱いもやりやすくなるのではないかと思うもので、是非、今、吉戒顧問がおっしゃったような形の明確な基準といいましょうか、何だったら合格率の関係も省令に入れていただきたいぐらいの感じもするのですけれども、その辺も検討していただきたいと思っています。

以上です。

○義本審議官 先ほど課長から御説明しましたとおり、今、段階を踏んでいまして、組織の見直しの中で客観的な基準を導入させていただいて、各大学の関係者の理解もかなり進んでおります。その情報についても3つの認証評価機関にお伝えさせていただいておりまして、状況としては、今、環境を作っておりますので、吉戒顧問、有田顧問から御指摘いただきましたように、具体的な認証評価機関で基準を当てはめていただけたものに省令を改正させていただいて、それを補う形で施行通知なりを出して、機関と相談させていただきながら、具体的に各認証評価の中において客観的な指標が活用されるように、私どもとしては努力していきたいと思っております。

○納谷座長 認証評価の機関が3つあって、資料にもありますけれども、不適合の評価が、たくさん出ているところと、出でていないところとか、いろいろある。この評価状況は、不信感を呼ぶような結果になっている。このことは確かだと思いますけれども、これから司法試験といいますか、法曹であることの最低レベルをどうするかということで教育をしなければならないので、そういう意味で、特別な目安となる数値が見えてくるような形に変わってくるのではないか。そういう趣旨で先ほどの提案があったと思います。評価機関としては、それができれば、評価の基準や運用に反映することは十分可能だと思います。これから明示的に、省令の中できちっとした上で、ある程度の数値を見せながらという改革の方向を示されていますけれども、この方向で進められることが必要かつ適当だと私は思っておりますので、期待したいと思います。

○橋本顧問 確認ですけれども、推進室に対する質問になるのかもしれません、適格認定の厳格化という見地から細目省令の改正を考えているとのことでしたが、法令違反を認定する際の受け皿となる設置基準の改正は考えておられるのでしょうか。その場合、例えば、法科大学院の特質を考慮した設置基準を作ることも考慮されておられるのか、という点について質問したいと思います。

○納谷座長 文部科学省の方がいいと思いますけれども。

○牛尾課長 現段階で具体的に何か、この項目を改正すべきというものが念頭にあるわけでは

ございませんけれども、ただ、今の設置基準で永遠不变に変えなくていいのかということになると、私ども、別にそういう認識であるわけではございません。認証評価の厳格化で突っ込んだ評価をしていただだと、いろいろ今まで分からなかった問題点が見えてくると思いますので、その中で何か共通に基準化した方がいいようなことがあれば、当然、設置基準を変えるということも含めて、そこはしっかりと今後も検討したいと思っております。

○義本審議官 特に通し番号153ページのマトリックス表で作っていただきましたように、適格認定の厳格化によりまして、客観的指標で見て不適格の判定が出た場合につきましては、国によりまして、例えば、ヒアリングを行う、あるいは現地の機関に赴きますので、そこでつぶさに時間を掛けまして、教員の配置の状況や、施設、授業などについては調査いたします。その中でかなりの状況が出てまいります。そこで法令違反の起こっている状況がかなり上がってくると思っていますので、そういうところを捉えて、まず私どもとしては考えたいと思いますが、課長から申し上げましたように、設置基準改正自身もやらないというわけではなくて、そこについて、私どもとしては、この顧問会議の御議論等も踏まえながら考えさせていただきたいと。ただ、設置基準の性格もございますので、最低基準であり、かつ、それをベースにして努力していくという規定がございますから、それも踏まえながら、専門的に詰めていきたいと思っています。

○橋本顧問 先ほどの続きですが、御説明いただきました学校教育法15条の枠の中での対応をまず考えていくこと自体は、今までの大学行政との連続性の関係で理解できるところだと思います。ただ、推進会議からは、組織見直しの促進を図るための法的措置を考えろと言われていますので、法令違反をきちんと認識できることと、違反に適切に対応できることが求められています。その意味では、認証評価基準の変更だけで本当に設置基準違反としての法令違反を認識できるようになるかの点は、重要なポイントだろうと思います。

この点に関しては、法曹養成制度検討会議の下では、受験資格の剥奪という案も議論の対象になっており、この場合には非常に明確かつ簡明に対応できるメリットがあることが指摘されていました。そういうやり方が本当に良いのかどうかはしばらく置き、この受験資格剥奪案と比較して、今回の方向性が、組織見直しを促進する制度として適切であるというためには、少なくとも認証評価基準違反が、設置基準との関係で法令違反となることが明確に読み込める法体系にしておく必要があるように思います。その意味で、認証評価基準違反と法令違反としての設置基準違反とのつながりが重要ですので、是非、御検討の上、具体案を示していただきたいと思います。

○納谷座長 では、推進室から。

○西山副室長 先ほどの私の御説明をもう一度補足をさせていただいて、最後の方で、こちらで検討すべき点ではないかという御指摘をさせていただいたところを補足いたします。

先ほども御覧いただいた188ページの「法科大学院の認証評価・適格認定のプロセス」というのがございますけれども、こちらの図の上に点線がございまして、点線の上の部分が言ってみれば認証評価の部分でございまして、認証評価の厳格化が図られることによって、点線の

上の部分は厳格化されるだろうということでございますけれども、点線の上と下が法令上リンクしているかというと、必ずしも法制度的にはリンクされていないという点が問題としては指摘され得るところではないかと思っております。そこをどのようにリンクさせ、法的な担保を取るのかというところが問題意識として指摘したところでございまして、その点を含めまして、今後また更に検討を進めていきたいと思っております。

○納谷座長 もう既に出来上がっている、こういう2つの階層に基づいて、最終的に学校を潰すとか、潰さないという話は文部科学省の方でやらざるを得ない。法令違反があった場合という図式ですから、これは一応、維持していく方向で。今のところは、このような整理で私はいます。法科大学院として資格があるかどうかというような問題については、かつて受験資格を認める法科大学院になるかどうかという議論はありましたけれども、今はそれはちょっと横に置いておいて、とりあえず当面はこっちの方法でやれるところまでやってみよう。その中で、厳格な認証評価を進めていったらどうだろうか。こういうのが提案趣旨のように聞こえたのですけれども、それでよろしいですか。

○牛尾課長 基本的な考え方、私どもの提案した。

○納谷座長 そういう形ですね。

○吉戒顧問 去年の7月の関係閣僚会議決定で定められたのが、149ページに書いてありますけれども、「組織見直しを促進するために必要な法的措置を設けること」と書いてあるわけですね。これが我々に対する一つのミッションなのですけれども、当初、私は、法的措置を設けるというのだから、何か新しい法的権限を新設するのかなという印象がありました。今までの推進室を中心としたいろいろな御検討の中で、現行の規定を更に厳格に整備するという方向でいかれるようですね。

○西山副室長 現実的には、その方向で検討中と。

○吉戒顧問 既存の規定を整備するというのも、法的措置を設けることの中に解釈として入ると思いますから、それはそれでいいのかなと思います。ただ、その場合に、生ぬるいことをやったねと世間から言われないようにするために、なぜそこまでいかないで、これでいくのかということをきちんと説明しなければいけないと思います。

○納谷座長 認証評価の方をやった者の経験で言うと、省令できちんと、数値も含めた、ある程度見える形で出てくると、かなり厳しい評価が出てくると思いますので、その中である程度の改善ができるのではないかと私は思います。

もう1つは、先ほど橋本顧問からもありましたけれども、設置を新しく認めるか、認めないかという問題もあるのですね。実際は。これから突然、新規に法科大学院に手を挙げるところがないとは限らない。そういう雰囲気が今のところないだけのことで、それに関連して設置基準をどうするかというのも今から考えておかなければならぬのではないかと思います。けれども当面は、現存の法科大学院をどうするかということの対応として提案なされていると思います。そういうことの限定がある中での議論だということで、我々は考えていった方がいいかなと思います。そんなつもりで私は受けているのですけれども、新規に法科大学院に手を挙

げるという声は今のところないよね。

○牛尾課長 ないですね。

○納谷座長 それから、法科大学院をあずかっている関係者とのこともありますので、発言させていただきます。この度提案されるところは、後出しじゃんけんみたいになるところもある。設置が認められたときの状況と今は違うということをきちんと説明しなければならない。その上で、省令でこういう内容できちんとしないと、法科大学院制度の体質が悪いと見られたり、質の改善に向けて動いていないと受け取られることなどがあるので、省令を改正する。そういう点に改正趣旨があるのだと思いますので、そういうことを考えながら、今、西山副室長が言ったところの、この改正案を少しづつ詰めていくように、文部科学省ともよく相談してやっていただければと思っております。何か他に意見がありましたら、どうぞ。

山根顧問。

○山根顧問 理解をしましたけれども、私も基準が以前と同じでは進まないのではないかとか、認定が5年ということでは期間が長過ぎるのではないか、あとは3つの機関でばらつきがあるということはかなり問題だと思っていましたので、今、御説明があったように改善が進むことを望みますが、やはり具体的な基準を示すことで、学生とか、入学希望者にとっても理解されるのかなと思いますので、その辺りも重要視をして、スピーディーな情報を適切に出すということで進めていただければと思います。

○納谷座長 何かコメントありますか。

○有田顧問 ちょっと言おうかと思っていたのですけれども、結局、先ほどお話しになっていた平成25年7月16日の法曹養成の閣僚会議決定の中で言られている課題が深刻で改善の見込みがない法科大学院についてという部分があるのですね。例えば、認証評価の関係で、これはだめですねという、バツ、バツをつけられながら、そのままの状況で法科大学院が存続し続ける、つまり、何かの事情によってですね。そういう場合、どういうペナルティーがあるのかというと、それはないのではないかと思うのですね。ですから、課題が深刻で改善の見込みがない法科大学院については、組織含めた改革をやってもらわなければいけない、そういう強制的な仕組みが必要だらうと思うのですね。今の認証評価の関係の、バツだということだけで、本当にそういう対象になった法科大学院が身を引いていただけるのかというと、ちょっと疑問かなと。今、文部科学省でおっしゃっている部分で、完全にこれはうまくいきますという話であればいいのですけれども、その辺はどうなのでしょうかということをお聞きしたかったというのが私の質問だったのです。

○納谷座長 それでは、まず西山副室長から発言してください。もし必要があれば。

○西山副室長 今の有田顧問御指摘の疑問がございますので、今、検討しているのですが、現状も学校教育法15条に基づく改善勧告等の行政的な形で、組織見直しを、ある意味、半ば強制的に行うといいますか、行政機関から命令を出すという仕組みが現にございます。私どもが今、推進室で検討しているのは、今ある行政上の命令というもの、仕組みを認証評価の厳格化とリンクさせる形で、今、有田顧問が御指摘されたような、バツ、バツがついても、極端に言

うと、何も改善せずに残っている法科大学院に対して、行政的に命令をかけて組織見直しを強制する、あるいは駄目なら最終的には廃止命令というところまでいくという法制度に結び付ける、そういう仕組みを今、検討しているところでございます。

○牛尾課長 基本的にそういうことでございますし、今回厳格化することによって、結局、司法試験の結果が出ないということだけではなくて、その原因が何なのかと。それは、学生の質の問題なのか、教育課程の問題なのか、あるいは教員の問題なのかと、そういうところをしっかり見てくださいというのが今回の認証評価の厳格化でございますので、そういうものが出てきますと、我々もそれを端緒にして、よりしっかりと、法令違反該当性があるのかどうかというところも含めて見させていただくということですので、もちろん、不適格、不適格と続いたらでは法的効果は出ないですけれども、我々としては、そういうところに対してしっかりと、評価機関で見ていただいたものも参考にしながら、法令違反該当性をしっかりと見やすくなるというのは確実に言えることでございますので、その上でこの学校教育法の、既にあるものではございますけれども、その仕組みをしっかりと運用したいということでございます。

○義本審議官 ちょっと補足しますと、法律の立て付けとしましては、基本的には学校の質の向上については、設置認可した後は、認証評価機関における認証評価を中心にして、自主的な、自律的な改善をいただくという形が今の学校体系でございます。153ページにございますように、連携法の規定も活用ということもあると思いますが、直接国が学校に調査に入るということは、権力的な活動としてはかなり異例な形でございまして、むしろそれを発動しやすくするというのが1つのポイントだと思っております。

あとは、西山副室長からお話がありましたように、具体的な設置基準の関係をどうするのか、あるいは法令違反の該当性をどう整理するかについては、もう少し、私どもとしては、推進室と相談させていただきながら詰めさせていただきたいと思います。

○納谷座長 大体、方向付けについては明確になってきたと思いますので、この方向で更に検討を進めていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。それでは、このテーマはこれにて終えたいと思います。

○大塙室長 今、御意見がいろいろ出ましたので、認証評価の厳格化は文部科学省でやつていただいて、推進室が検討を行う法的措置につきましても、行政機関としてもちゃんと動けるようなものをよく工夫するようにと、こういう御意見が多かったように思いますので、更に検討していきたいと考えております。

○納谷座長 意見がなければクロージングしたいと思いますけれども、よろしいですか。若干時間があるから、御要望があるのなら聞きますけれども。

○吉戒顧問 次回のことによろしいでしょうか。

今月から68期の司法修習生の修習が始まっています。顧問会議の議論を踏まえて導入された、いわゆる導入修習というものが新規に始まっていますので、その実施状況というか、実施結果を関係当局の方で取りまとめて、いずれかの機会、来年になりますけれども、何か御説明いただきたいというのが私の要望でございます。

○納谷座長 最高裁判所の方は大丈夫ですよね。いつの時期ぐらいで。

○森参事官 今、吉戒顧問からも御指摘があったとおり、12月下旬まで、68期司法修習生の導入修習が行われております。御意見も踏まえまして、最高裁判所としても、顧問会議の場でも適宜対応してまいりたいと思います。

○納谷座長 よろしいでしょうか。

○西山副室長 それでは、次回の顧問会議の日時でございますが、平成27年1月27日火曜日の午前で、開始時間は追ってお知らせを申し上げます。場所は本日と同じ法務省第1会議室となっております。

○大塙室長 それでは、今日はこれで終わりにしたいと思います。本日はありがとうございました。次回もよろしくお願ひいたします。